平成２４年（フ）第３９９号
大阪府岸和田市大手町２番７号
破産者　汐見機械センター株式会社
1　決定年月日　平成24年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第７３３号
神戸市垂水区つつじが丘４丁目２番地の３
破産者　有限会社プランニングオフィスゼスト
1　決定年月日　平成24年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７３６号
神戸市長田区若松町１丁目１番３号神戸ポリマーセンター協同組合内
破産者　有限会社サンライン
1　決定年月日　平成24年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７８号
松江市手角町７番地
破産者　株式会社タナベハウス
1　決定年月日　平成24年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第７９号
松江市手角町７番地
破産者　田邊　吉晴
1　決定年月日　平成24年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３２４号
熊本県上天草市松島町阿村5184番地の３
破産者　有限会社黄金海運
1　決定年月日　平成24年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第４３６号
北海道留萌市開運町２丁目５番８号
破産者　株式会社イーサン
1　決定年月日　平成24年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１９８号
群馬県高崎市福島町733番地１
破産者　有限会社軍太郎うどん
1　決定年月日　平成24年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第９４７号
東京都福生市武蔵野台１丁目29番地１レクセルマンション福生第２　607号室
破産者　志村　一子
1　決定年月日　平成24年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２０号
三重県伊勢市御薗町高向2059番地３　ル・グランシャリオ201号室
破産者　池山　勝幸
1　決定年月日　平成24年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２４年（フ）第６７４号
京都市西京区桂西滝川町17番地
破産者　エム・オーエンタープライズ株式会社
1　決定年月日　平成24年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第９７６号
京都府南丹市美山町中上前63番地
破産者　有限会社松岡組
1　決定年月日　平成24年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第２３号
長野県佐久市野沢91番地　アパートメントＭＫ102、前住所長野県佐久市中込２丁目９番地13　広和ビル403
破産者　中村　正夫
1　決定年月日　平成24年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２３年（フ）第７５号
兵庫県豊岡市竹野町濱須井775番地
破産者　土生田次雄
1　決定年月日　平成24年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２４年（フ）第１９号
兵庫県豊岡市戸牧344番地の９　シルバーハイツ３号、開始時の住所兵庫県豊岡市正法寺498番地の54
破産者　武田　勝美
1　決定年月日　平成24年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２４年（フ）第１１４４号
札幌市白石区本郷通13丁目南１番13―1102号
破産者　菅原　史彦
1　決定年月日　平成24年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１４５号
札幌市白石区本郷通13丁目南１番13―1102号
破産者　菅原　幸彦
1　決定年月日　平成24年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１４６号
札幌市白石区本郷通13丁目南１番13―1102号
破産者　菅原　洋子
1　決定年月日　平成24年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１４７１号
札幌市北区麻生町５丁目９番15―517号
破産者　青野　文俊
1　決定年月日　平成24年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１６５７号
札幌市厚別区厚別東４条８丁目15番29号
破産者　岸田　聡美
1　決定年月日　平成24年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部